

会議の名称	全 員 協 議 会	開催月日・令和5年11月30日 開会時間・午前・午後11時25分 閉会時間・午前・午後 0時14分
出席者	河崎 周平 安藤 誠 後藤 徹 佐藤 健 南谷 清司 栗津 明 原 一郎 安井 智子 野口 佳宏 後藤 國弘 堀 隆和 藤川 貴雄 豊島 保夫 南谷 佳寛 花村 隆 山田 紘治 近藤 伸二	
欠席者	川柳 雅裕	
オブザーバー		
傍聴者		
説明のために出席した者	堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	協議事項 ○ 市議会ペーパーレスの対応について ○ 議会基本条例の達成状況に関する評価、点検について ○ その他	

【開会＝午前 11 時 25 分】

藤川議長

ただいまから全員協議会を開催いたします。川柳議員からは欠席の連絡を受けております。

会議に先立ち、報道機関などから傍聴の申し出がありましたらこれを許可してよろしいでしょうか。

(異議なし)

藤川議長

では、傍聴を許可いたします。

まずは市議会ペーパーレスへの対応について、議会運営委員会より報告願います。

後藤國弘議員

議会運営委員会から市議会ペーパーレスへの対応についてご報告をいたします。皆さんから10月20日までに記入シートを提出いただきました。その後、議会運営委員会において取りまとめを行いました。お手元には集計表をお配りしております。表の中ほど、現状での課題、考える方策に対して、各議員から記述を列記し、表の右側にコメントとして議会運営委員会において、議会としての総括及び今後の課題や取り組んでいくことについて考えを取りまとめた結果として掲載しております。取りまとめにおきまして、結果的に、設問2番については、1番と共通するところもあるように見受けられることから、同様の内容が含まれておりますのでご承知おきください。今定例会からは、タブレット端末を用い、ペーパーレスで行っていきたいと思います。市議会としてICT化へ向け、全員で課題解決に一つ一つ取り組んでいきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

藤川議長

ただいまの報告について、何かご質問等ございますか。

豊島議員

議会運営委員会委員長からご報告ありがとうございました。委員会として、ご発言とか意見とか、委員会として、その内容の中で特筆すべきことがございましたら伺いいたします。

後藤國弘議員

最初は不慣れな部分でわからないかたも結構みえましたので、この辺はわかる議員さんに聞く、または議会事務局に聞く、こういうことをしっかりしていただいて、やはり慣れることからまず始めましょうという意見で、大体は

<p>近藤議員</p>	<p>取りまとまっております。</p> <p>ペーパーレス化で今回から使っているんですけど、タブレットから印刷しようと思ったら、ケーブルなしでやれるのが家にあるけど、設定ができないので、その辺細かい話だけど、自分のやり方が下手なのか、細かいことを言って申し訳ないんだけど、そういうことがあるので、また研修をお願いして、それから、検索するときにも結構手間がかかるので、昨日ちょうどパソコンで使うマウスを買ってきて、自分の中で改善しつつやっているんだけど、いろんなことが発生してくるので、画面がこれ以上大きくならないので字が見にくいとか、細かい話だけど、そういった問題点があるので、やはり、順次お互いが会合を持ったときに意見を出し合って、研修しがてら慣れるようにお願いしたいと思います。印刷だけちょっと設定のやり方がわからないのでお願いします。</p>
<p>議会総務課課長 補佐</p>	<p>プリンタードライバーの設定の仕方が若干あるように見受けられますので、それは個々にタブレットを見させていただきながら対応を考えさせていただきたいと思います。</p>
<p>藤川議長</p>	<p>その他、ご質問等ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>藤川議長</p>	<p>続いて、議会基本条例の達成状況に関する評価、点検について、議会運営委員会より報告を願います。</p>
<p>後藤國弘議員</p>	<p>議会運営委員会から議会基本条例の達成状況に関する評価、点検につきましてご報告をいたしたいと思います。</p> <p>11月24日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、議会基本条例第24条の趣旨に基づき、達成状況に関する評価、点検について協議の結果、議会運営委員会で行うことといたしましたので、評価、点検表及び議会基本条例の達成状況に関する評価、点検スケジュールをお手元にお配りしております。まず、議会基本条例の達成状況に関する評価、点検スケジュールをご覧ください。皆さんにはお手元の点検表をご記入いただき、最終日までにご回答を願います。その後、1月から2月にかけて議会運営委員会で集計、取りまとめを行い、羽島市委員会として評価、点検結果として3月を目途に皆さんに結果をお知らせ</p>

せ、公表し、市議会としての取り組みの見える化をしたいと考えています。下段の評価、点検のイメージについて、前回は4年間を通した評価のみを行いました。今回は毎年ごとに単年での評価を行い、4年目に期を通した最終評価を行ってはと考えております。

次に、議会基本条例の達成状況に関する評価、点検表をご覧ください。表は昨年度と同様に、左から順に条文、解説、評価の視点を列記しております。評価の対象としたものについては、まずご自身の評価として採点していただき、これは5段階ですけど、適宜コメントを書いていただくような構成となっております。今回はロゴフォームで回答していただけるよう準備し、皆さんにアドレスをお知らせいたしますので、皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

藤川議長

ただいまの報告について何かご質問等ございますか。

(発言なし)

藤川議長

22日最終日までの提出にご協力を願います。
その他についてとなりますが、野口議員から報告願います。

野口議員

貴重なお時間をいただき、配布していただきました歯科口腔条例の関係でございます。議員提案で羽島市民の歯と口腔の健幸づくり推進条例を来年の3月定例会に提出させていただきたいと思ひまして、今回は皆様に素案という形でお配りをさせていただきました。この条例案は目的第1条にも書いてございまして、本市におきまして歯科口腔保健の推進に関する法律が国で定められておりますが、そういった法律に基づきまして、市民の皆様は歯と口腔の健幸づくりに関する基本理念、市民の歯と口腔の健幸づくりの推進に資することを目的としております。これも皆様ご存知かと思ひますが、歯科口腔保健の推進によりまして、歯周病が原因とも言われる大腸がんですとか、心筋梗塞、狭心症、脳梗塞などの脳血管疾患、誤嚥性肺炎、早産及び低体重出産等々、様々な予防につながるものでございます。歯科口腔の健幸づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の皆様は生涯にわたる健康の保持及び増進、健康寿命の延伸を目指すものでございます。歯科口腔の関係ですので、羽島市の歯科医師会の会長さんにも、ちょっと前後して申し訳ありませんが、昨日素

案をお示しさせていただきました。ちょうど昨日、歯科医師会の方で役員会が開かれたということで、意見を求めるというお話でしたので、またそういったご意見も紹介をさせていただきたいと思っております。最後になりますが、岐阜県においてもこの歯と口腔の健康づくり条例が制定をされております。ちょっと古い数字になってしまいますが、令和4年の6月21日現在、岐阜県内42市町村のうち12市9町1村、合計22市町村が歯科口腔保健推進関係の条例を制定しているところでございます。今日初めて素案をお示しさせていただきました。今日今すぐ意見を求めるものではございません。持ち帰っていただいて、ちょっと大変申し訳ないんですが、12月8日頃までにご意見等々をいただきたいと思っております。議会事務局でも私のところでも構いませんのでよろしく願いいたします。皆さんからご意見をいただいて、修正等々をさせていただきます。また、12月14日の議運、定例会12月定例会中に全協があらうかと思っておりますので、そちらで皆様にまたお示しをして、できれば1月の中旬から2月の中旬に、今度は市民の皆様パブリックコメントをさせていただきたいと思っております。あと、例規審査で本当にこの条文でいいのかということも議会事務局から総務課行政係に依頼していただくこととなっております。

藤川議長

ただいまの報告について何かご意見ご質問等ございますか。

(発言なし)

藤川議長

ご意見のあるかたは12月8日までに野口議員までお伝えください。

続いてですが、私から報告事項がございます。お手元に横長の資料で、合理的配慮を知っていますかというものがございます。市民から匿名でご意見がありまして、市議会議員の皆さんに障害者差別解消法の法律とか、その趣旨としてある合理的配慮について、皆さんに周知を願いたい、よく知っていただきたいというようなご意見がございまして、この際、このような資料を配らせていただいて、釈迦に説法かもしれませんが、改めてこの障害者差別再解消法や合理的配慮について、お配りした資料をご覧いただけたらと思っております。今すぐというわけではありませぬので、お帰りになってからでも構いません。一度この資料にお目通しを願えたらと思っております。この関係について何かご意見

ご質問等ございますか。

(発言なし)

藤川議長

その他ございませんか。

近藤議員

私から提案なんですけど、まず第1点が、先日議長名でごみ処理施設の関係で年間5～8億円ばかりか、負担額が、その関係で、文書だけでしたので、これは羽島市にとっても、財政負担が大きい問題で、4割持たなきゃいけないという話ですので、どこの場なのか、全協なのか、それともごみ特がありますから、ごみ特別委員会で、必ず事務方から、議長からじゃないですよ、事務方から再度説明をしてもらいたいということ。

それから、議会に提案された、先ほど部長が説明しましたけど、庁舎の問題、庁舎の解体、この関係で、当初は解体は安くできるからということで、市民へ文書で配って、あたかも存続させると高いというイメージで説明されておりましたけれども、先ほどの説明だと約3倍ぐらいですか、当初の予定で3倍ぐらいと、まだ他にもわからない部分で追加も出るということでしたので、債務負担行為で2年度かけてありますので、早い時期にもう少し詳しく説明を聞いて、それぞれの議員がきちっと、確かに本会議で質問とか、それから委員会はおそらく総務委員会、それだけでは質問しきれないと思いますので、ぜひ全協の場でもう一度担当部長から説明いただいて、我々議員がしっかりと質問する場を作っていただきたいと思います。

それからもう一点は、指定管理の関係で、当初指定管理をやった頃は丁寧にいろいろ説明聞いて、役所と指定管理を受けるところで審査を受けて、指定管理者を決定して、それを最終、議会が認めるということですが、例えば文化センターの関係でも、我々文書で監査報告なんかをいただいて、いろいろ事業やっただうのこうのというふうに書いてありますけど、なかなかその部分が読めませんので、指定管理の関係をもう少し議会として、しっかり勉強できる場を作っていただきたいと思います。指定管理者といっても、役所が丸投げというか、ほとんど費用を役所から出して、受けるほうは受けてやっていますので、1回受けると5年間はそこかたが何億という金を使う、文化センターで7億くらいでしたけど、その辺の関係で、最近文化センターも先日あるかたからお話聞いたら、興行をやってもほとんど人が入ってないとか、そういったこともありま

すし、それから先日も文化センターで行事へ行ったら、例えば入口入ったら暗いんやね、照明落としておって、公共施設として、入った途端に暗いというか、イメージ的に暗いというか、イメージも悪いので、そういうことも細かいことなんだけど、一般の人が入って暗いというイメージではいかんので、その辺もいろいろ細かいことから、興行やっても人がガラガラとか、そういうことも聞いていますので、指定管理の関係で、やはり全員協議会でしっかりと監査報告も文書もらっていますけど、現実いろんなご意見もありますので、議会として勉強する機会をぜひ作っていただきたいです。

藤川議長

ただいま近藤議員からごみについてと庁舎についてと指定管理について勉強の場をとということですけど、ただいまのこの議員のご意見について何かございますか。

野口議員

まずごみの件について、11月20日にいただいているんですよ、日付的に。うちの会派質問するんですよ、我が会派から後藤議員がしっかり質問させていただくんですけど、今回は資料見ると、私の記憶が正しければ令和9年度までのスケジュールが公表されておって、それ以降のスケジュールですとか、事業費とか、羽島市の負担額の推移に関しては、6月定例会でも質問させていただいて答弁いただいているものと齟齬はないんですけど、確かに年度ごとの額が出ているので、その辺も含めて、今回はタイミング的に会派で話し合ってから後藤議員が質問しますから、説明、私は正直言っていないかなというのが正直なところでございます。

庁舎の関係も、近藤議員さっき言われましたけど、債務負担行為を2カ年でとありました。議案として上程されておって、先ほど担当部長から説明があったので、委員会付託されますから、総務委員会で、もし疑問に思っていることがあったら、総務委員会のメンバーにこういったことを質問してくれと、質疑もありますし、聞けることは聞けるんじゃないかなということを思っております。旧庁舎も6月定例会で質問させていただいて、その額は置いておいて、日程等々のスケジュールに関しても早ければ本年12月定例会におきまして旧本庁舎の解体工事費等に関する補正予算を上程いたしますと答弁もいただいているので、プロセス上齟齬はないのかなというのが正直なところですので、質疑と委員会付託でご対応いただければいいのかなと思います。

最後の指定管理ですが、ちょっとわからないんですけど、暗いんですか。指定管理のことはちょっとよくわかりません。

藤川議長

指定管理について補足をさせていただければと思いますが、報告書が議会図書室に届いております。監査報告が届いておりますので、膨大な資料ですので皆さんにお配りすることが困難で、これだけはちょっとご了承いただけたらと思うんですが、議会図書室にございますので、そちらご覧いただければと思いますし、あと指定管理者の行為に対して、議会で何か働きかけをするということとはできないものですから、指定管理者に対して何かするということは、はばかれますので、文化センターを例にすると地域振興公社とか指定管理者がいるわけですけど、指定管理者が決定することについては、指定管理者の判断でとなりますので、羽島市議会としてあれがいいとか、これがだめとか、そういうような判断、意見を言うことはできないと、そこはご認識いただけたらと思います。

山田議員

おそらく近藤議員でもそうですし、何も議員が決定するということを言っとるわけじゃないんですよ。状況を聞きたい、みんなで共有で聞かなあかん。だから、事務局からきちっとした説明を受ける機会、我々が専門家から研修を受けるのと一緒。例えばそういういろんな市民から公社の関係を近藤議員言っとったけども、この関係についてもそういう疑問があるので、一遍公社の代表なりに来てもらって聞く、それでそれなりの意見を決定じゃなくて、そういうことはやはり把握していないといかんと思う。ごみでもそう、知っとる人は知っとるけどわからん人はわからんですよ。仮に議長もそうですけど、ごみの場合でも、はじめは議長と市長だった、会議は。ところが副市長が入ってきた。そういうふうが増えて、今3人、市からも出ていますけど、ごみの場合でも、そういう一連の流れ、決定じゃないですよ、聞くことは我々絶対聞かないかん。それをやらんと、調査権という大げさですが、やはり知って判断するという、これは必要だと思うんですよ。ましてごみの関係なんかは特別委員会を設けてあるし、全協でやれなかったら特別委員会開いてそのときにやっていただくとか、今の庁舎の問題でも、これだけいろいろあったわけですから、その辺のところの意見を聴取し、あるいはこっちからも意見をぶつけて、お互いに話し合っただけで両方が納得の上でやると、ただそういう機会を設けると喧嘩になると、そう

ということじゃないですよ。常識ある議員ばかりですから、そこまではいかんと思うので、きちっとした話を聞かせていただく、それによって皆さんが判断すればいいわけであって、そういう機会を絶対作るべきだと、作って欲しいと思います。

藤川議長

山田議員ご意見言われましたけど、市の所管の事務について、羽島市議会は質問したり調査したり監視したり意見を言ったりというようなことはできるんですが、市の所管でない事務について、先ほど意見を述べるとか判断をするとか、そういったご発言がありましたけど、それは議会の権限としては持ち合わせておりませんので、そこだけのご認識をいただけたらと思います。

山田議員

例えば、今の議長のときは関係なかったかしれんけど、シルバー人材が事件を起こしましたよね、その問題も徹底的にやりましたよね、議会が絡んでやりましたよ。それから今のごみの問題でも、場所なんかでもかなりやっていますよ、議員まで行って、お願いして歩きましたよ。現地まで行って何べんもお願いしますと言って、そういう経緯もあるわけです、候補地の問題。シルバーのときもそういうふうに行った、近藤議員が言うように、公社の問題もちょっと一旦状況を把握したらどうかと、遅くてはいかんのので、確かに公社ですから、そんなに利益を生む必要はないんですよ、そういうふうになっていますので、けど、ある程度利益を生まないというのであれですが、一遍どういう意見があったのかわかりませんが、今こういう意見が入ってくるかどうかというようなことを議員が聞くということは必要ではないかなと、そのように思うので、ぜひそういう機会を作って欲しいし、それで今、野口議員が言うように、委員会任せで、委員会委員会と言っても通じるわけがない。

(「それはおかしい、委員会ですよ、そんなこと言うの」と呼ぶものあり)

山田議員

聞くことは聞けるけども、そういう機会を持つ必要は絶対にあると思います。

野口議員

恐ろしいですね、委員会に任せられないって、私達議員ですよ、しっかりと流れに従ってやるべきなんじゃないですか、総務委員会の皆さん。今の発言、ちょっとあれなん

じゃないですか、これ問題ですよ。総務委員会に任せられないということをおっしゃったんですよ。これはちょっと問題なんじゃないですか、委員会に付託できないということでしょう。

山田議員

今あなたの言ったこともう一遍言い直して、例えば総務委員会でやれば総務委員会で揉めばいいという話、もう一遍言い直して。

野口議員

何度でもお伝えをします。議会の定例会の流れですから、上程をされた議案に対して、委員会に付託することは、何も問題ないですよ、手続き上間違っていないでしょ、質疑もあるんですから。何度でも言いますよ、毎定例会同じことやっているんだから、それが手続きですよ、議会の。チェック機関ももちろん議会は認められています、もちろん提案権だって認められています。でも、上程された議案に関して、しっかりとチェックをして、もちろんその手続きは本会議場で質疑もやり、委員会でも質疑ができるわけですから、何も問題はないと思います。これは他の議員さんにはご理解をいただけるものだろうと思います。

山田議員

上程されたものに対して、私は何も否定していませんよ。野口議員は上程されたものに対して、そういうことをおっしゃってみえるだけで、その件についてもっと勉強会を開いたらどうやと、これだけのことを言っておるだけで、何も委員会がどうのこうの。

南谷清司議員

議会の流れで、先ほど野口議員がおっしゃったように、上程されて、質疑があって、委員会に付託されて、委員会で審議があって、それが議会で報告されて、その後に討論があってという流れがあるわけなんです。今回も補正予算で、庁舎の解体は出ていますよね、ですから、各議員が質疑をする機会は保障されていますし、執行部は当然それに答弁をされると思います。それから指定管理者も議案が出ていますので、手続き上の疑問があれば、その質疑で執行部の意見を聞くことができます。その後討論でご自身の意見をおっしゃればいいわけで、そのような議会の流れを尊重して。もう1個、ごみ特の負担金の話もありますけれど、これもいずれ当然予算で出てきますので、その都度その都度質疑をして、討論で意見をおっしゃって、その積み重ねがないと、なかなか全協で意見交換なり勉強会をとと言われても難しいんじゃないかなと、開催するかどうかは、

委員長の職権で開くことになっていきますので、そのルールに従ってやっていけばいいのではないかなと私は思います。毎回毎回このような議論が繰り返されますが、やはりそういう流れにしっかり沿ってやって、それで質疑と討論で十分でないということがないと、そういうふうになったら当然、委員長の職権でもう少し深めようかという話が出てくるのかも知れませんが、現在、質疑が全くない状況ですので、皆さん納得されているというふうには考えざるを得ないのではないかと思います。いずれせよ、ごみ特の開催で協議するかどうかは、委員長の職権ですので、委員長に一任をしたいと思います。

山田議員

別に議会の流れとか委員会を何も否定するものでもない。その前に、そこへ提案されたそういう関係について、もう少し勉強する機会を与えたらどうかと、こういうことを言っている。近藤議員もそうやと私は思っている、別にも議会の流れを否定しておるわけじゃないですよ。

南谷清司議員

そういうご希望が2人の議員からあったと、それはそれで結構ですので、あとは委員長の職権でご判断いただければいいのではないかと思います。

藤川議長

今ご意見を聞きましたが、ごみの件、庁舎の件、指定管理の件と近藤議員からご提案がありまして、この際お諮りをしたいと思えますけれども、委員会の流れとか議会の流れに沿って、その中でやっていけばいいというご意見もありましたし、あとは勉強の機会をとというご意見もありましたが、まずごみの件についてお諮りをしたいと思えますけれども、近藤議員の話では、この前配布した資料についてのことでしたけど、相手のあることですので対応できるかどうかわかりませんが、ごみ特を開いて、議長以外から説明を受ける場を設けるといいうご意見でしたので、それを設けて欲しいという意見、あとそれは必要ないという意見あると思えますが、まず設けて欲しいというかた、挙手を願います。

(挙手少数)

藤川議長

設ける必要はないというかた。

(挙手多数)

藤川議長	<p>ごみの関係について説明を受けることは現段階ではしないということになりました。</p> <p>次に庁舎の関係について説明を求める機会を設けるか。</p>
近藤議員	<p>庁舎の関係ですけど、3倍ぐらいになって、また他にもかかるということですけども、それと過去に例でいくと、インター南の地区計画という事業があって、当時白木市長が中期計画ということで、丸公単価で拡張するというところで、時価相場で買ったんですよ、丸公単価だと坪1万円ぐらいが、それを7万円ぐらいで買って、当初の予算で認めて、それから最後には土地の単価でも7倍ぐらいになってペンペン草が生えて、ちっとも企業誘致ができないという時期に、やはり議会としても、当初1億ぐらいの費用が何倍にもなってしまったということで、当時研究会を設けて原因追及というか、そういうのをしたりして、過去に議会としての機能がきちっと当時は発揮されたと思うんですよ、その当時は。だから、今回も3倍以上になって、それからおまけにまだ追加が出てくると、大きい仕事が、大阪の万博でもそうですけど、金銭的に2倍、3倍になるというのはやはり最後には市民の皆さんも議会何やっと思ったんやということになりかねませんので、それはきちっと、もう少し全員協議会で、先ほど説明を受けて、まだ金額も発生するということですので、当初見込みが大変甘かったということだと思いますし、後から発生するという言葉もありましたけど、しっかりと話を聞く機会をぜひ作っていただきたいと思います。</p>
藤川議長	<p>近藤議員から補足の説明がございました。これについてはまた皆さんにお諮りをしたいと思います。近藤議員からのご提案であります、再度全員協議会を開いて、その場で庁舎の解体の関係について説明を求める機会を設けるか設けないかについてお諮りしたいと思います。そのような機会を設けるということに賛成のかたの挙手を願います。</p> <p>(挙手少数)</p>
藤川議長	<p>そのような機会は必要ないというかたの挙手を求めます。</p> <p>(挙手多数)</p>
藤川議長	<p>反対多数であります。</p>

南谷清司議員	<p>十分な審議は非常に大事なことですので、ぜひとも質疑でご質問いただくと、私どもも大変勉強になりますのでよろしくお願いいたします。</p>
藤川議長	<p>今議会の流れの中で議案についての調査なり審査なりを行っていくということですので、そのように皆様お願いいたします。</p>
山田議員	<p>南谷議員おっしゃる質疑というのは、どこの質疑のことを言ってみえるんですか。あくまで議会の中の、要するに3回のやつね、私に言わせると、3回の質疑で十分な質疑なんてできんと思うんですよ。だからそうじゃなしに、もっと皆さんが勉強していただいて、当事者で揉めばいいじゃないですか。喧嘩じゃないんですから、そのことについて原因の追及をし合えばいいわけであって、あくまで皆さんの話を聞いとると、議会ルールの中で済ましていけばいいということなんですが、その前にはいろいろ研修とか勉強とか、いろいろあるわけですから、そういう点でそういう機会を設ける必要があると思っております。</p>
藤川議長	<p>ありがとうございます。山田議員ご意見はあろうかと思いますが、各自調査研究していただいて、それで議案の審査をしていただけたらと思います。</p> <p>最後に提案がありましたので、指定管理者についての勉強会の開催なんですけれども、これも相手があることですので、それも羽島市議会に与えられている権限の中でということが当然つきますが、これについてどこまで対応可能なかということとか、具体的にここの指定管理者についての話についてということなのか、あるいは指定管理制度全体のことについてなのか、どのようにさせていただいたらいいかというところで、この案件については一旦預らせていただいてもよろしいですか。どういう対応ができるか、勉強会がどこまでできるかというのがちょっと。</p>
近藤議員	<p>指定管理ですと、やはり文化センターとか、それから各コミセンも指定管理でやっています。その関係で、途中で使用料が高くなったとか、いろいろと不満も利用者のかたからたくさん、皆さん聞いてみえないかな、ある団体でも使用料がちょっと高くなって、なかなか大変ということで、そういったご意見もありますので、先ほど言った文化センターの課題といいますか、そういうこともありますの</p>

	<p>で、ぜひ文化センターとかコミセン関係を中心に受けられる予定の指定管理者から話を聞くのも参考になるかなと思います。ぜひお願いします。</p>
佐藤議員	<p>今の件なんですけど、指定管理に関してはやはり話を聞くというのは非常に重要なことだと思いますので、ぜひやっていただきたいと思っております。</p>
藤川議長	<p>この件について、どこまで対応できるかちょっと不透明ですので、一旦検討してみたいと思います。またこの検討の結果についてご報告させていただきます。</p> <p>その他ございますでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p>
藤川議長	<p>以上で全員協議会を終了いたします。ご苦労さまでございました。</p> <p style="text-align: right;">【閉会＝午後 0 時 1 4 分】</p>